東京大学相談支援研究開発センター
助教（メンタルヘルス分野）募集要項

１．公募人員：助教（メンタルヘルス分野）（実践開発部門）１名
２．所属：相談支援研究開発センター実践開発部門
３．主な職務内容：
(1) 本学学生・教職員の精神科診療・相談
(2) 精神科健康診断と大学の構成員に向けた精神保健教育
(3) 教職員や家族に対するコンサルテーション
(4) 大学の精神保健向上対策の立案と実施、これらの科学的根拠となる疫学・公衆衛生学的研究の立案・実施
(5) 相談支援研究開発センター全体で行う諸活動の企画と実施
４．資格・条件：
(1)医師免許を有すること
(2)精神保健指定医、あるいは精神科領域の専門医・認定医に相当する資格を有すること
(3)大学生を含む青年期の気分障害・不安障害・統合失調症・発達障害等豊富な精神科臨床経験を有すること
(4)博士の学位、またはそれに準ずる研究・教育遂行能力を有すること（臨床・疫学データの解析・まとめ等を実行・指導する力があること）
(5)チームワークに優れ、様々な職種（心理職、事務職など）と円滑な連携ができること
(6) 日本語に加え英語等での診療・相談対応が可能であることが望ましい
(7)東京大学のダイバーシティ＆インクルージョンの理念を尊重し業務を遂行できること
５．契約期間：令和９年４月１日～令和 11 年３月 31 日
６．更新の有無：なし
７．試用期間：採用された日から 14 日間
８．就業場所：相談支援研究開発センター（東京都文京区本郷７－３－１）のほか、本郷保健センター（東京都文京区本郷７－３－１）、駒場保健センター（東京都目黒区駒場３－８－１）、柏保健センター（千葉県柏市柏の葉５－１－５）
９．就業時間：専門業務型裁量労働制により、１日７時間 45 分勤務したものとみなされる。
10. 休日：土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
11. 休暇：東京大学の規程に基づく年次有給休暇、特別休暇等
12. 賃金等：
東京大学教職員給与規則に基づき学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。
参考：博士修了／34 万円～
諸手当：賞与（年２回）、通勤手当(支給要件を満たした場合、原則 55,000 円まで)の他、本学の定めるところによる。

13. 加入保険：法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
14. 提出書類（日本語で記載のこと）：
(1) 履歴書　東京大学統一様式（※）を使用のこと。
※ 様式は https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html から
ダウンロードのこと。
なお、履歴書への顔写真の添付は応募時点では不要です。
(2) 研究業績目録（原著論文、学位論文、著書、総説、講演など）
(3) 主要論文のまとめとコピー（３編以内）
(4) これまでの臨床・教育・研究活動のまとめ(1,500 字以内)
(5) 今後の活動方針・計画ならびに抱負（1,500 字以内）
((4)、(5)とも具体的に、分かりやすく書いてください)
(6) 応募者を評価し得る者２名の名前、所属機関名及び連絡先（住所・電話番号・E-mail アドレス）
(7) 上記以外で参考となる資料
(8) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書（(1)～(7)を提出後に当方より書式を送付します）
15. 応募書類送付先・応募期限：
「14 .提出書類」の電子ファイルを令和 8 年 12 月 18 日(金)まで(厳守)に以下 URL へアップロードしてください。
https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/t/Teams.soudankikaku.adm/IgAzrx7dRQj6Q51dV51T2rnAARRYEBRZtdHiQDRAE6aoSb0
※2～3 日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

16. 選考方法：書類選考及び面接
※書類選考通過者に対する面接実施予定日:令和 9 年 1 月上旬～令和 9 年 1 月中旬
17. 問合せ先：〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1
東京大学本部学生相談支援課相談企画チーム
E-mail：soudankikaku.adm [at mark] gs.mail.u-tokyo.ac.jp
（[at mark]は@に置き換えてください。）
18. 募集者名称 ： 国立大学法人東京大学
19. 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
20. そ の 他 ：
(1) 応募書類は返却しません。
(2) 選考過程で面接を行う場合の交通費等は自己負担となります。なお、状況によっては、オンラインでの面談となる場合もあります。
(3) 応募の秘密は厳守し、応募書類は採用選考の目的以外には利用いたしません。
(4) 本学は 2009 年 3 月 3 日に「男女共同参画加速のための宣言」、2022 年 6 月「ダイ

バーシティ＆インクルージョン宣言」を発表しました。本センターでは、この宣言に基づき、女性の応募を歓迎します。性別、国籍、その他多様な背景を有する候補者の応募を歓迎します。また応募者には、本学のダイバーシティ＆インクルージョン宣言の実現に向けて積極的に取り組むことを期待します。

(5) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重要な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障がない範囲にとどめる必要があります